

整理番号 4-1

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (4 月分)		
年月日	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 4 月 2 9 日	金額	4939 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

ご利用明細 スルガ銀行
 二来店ありがとうございます。SURUGA bank
 お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

$$10220 \times \frac{29}{30} = 9879.33$$

お取引内容	振込	ご利用年月日	050324	ご利用時間	15:04
銀行番号	お取引店	科目	口座番号		
お取引店	0700	お取引金額	*10,000		
ATM番号	0030	お取引内訳	10000	手数料	*220
お取引番号	0596	お取引内訳	020200	手数料	
説明コード	お取引元帳番号				
様					
依頼人名 ナカガワ ミチノリシムシヨ 様					
電話番号 054-352-6471					
おつり金額 *0					

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	9879 円	1/2	4939 円
		%	

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-2

支出証拠書 (各種団体年会費)

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水障害者サポーター会 会費		
年月日	令和5年4月1日~平成5年4月29日	金額	253 円

会の趣旨・目的	障害者の日常生活介助を目的とした援助支援を行う
会の活動内容等	実施介護
政務活動・県政との関連性	障害があっても著しい生活が可能となること、政治の究極の目的である。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-03-2923339		A96180009
取扱店	ミスホンマチ	
払込口座	00850-0	121994
払込金額	*3,000	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
日付	05085070	121994
金額	3000	
依頼人	中澤通訓	
記号番号	[REDACTED]	

$$3052 \times \frac{1}{12} \times \frac{29}{30} = 253.91$$

補記:
添付書類! 団体の会則

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	253 円	100 %	253 円

※ 案分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

中澤 通訓 様

令和5年3月吉日

特定非営利活動法人
清水障害者サポートセンターそら
理事長 山本 忠広

法人会員継続（年会費の納入）のお願い

日頃より当法人の活動に多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。皆様のお蔭で本年度も順調に事業運営できておりますことも合わせてご報告させていただきます。

さて、本年度に引き続き、令和5年度も法人会員の継続をお願い致します。書中にてのご案内で失礼とは存じますが、ご協力のほど宜しくお願いします。

※マーカーで印された所が現在の会員区分と前回の会費納入方法になります。

また、年会費の納入は4月中にお願いします。

現在の 会員区分 と年会費	<table border="1"><tr><td>正会員 3,000 円</td><td>..... 会員総会に参加（議決権を有する）する個人</td></tr><tr><td>賛助会員 3,000 円</td><td>..... 法人の理念に賛同し協力する個人</td></tr><tr><td>賛助団体会員 10,000 円</td><td>..... 法人の理念に賛同し協力する団体（法人）</td></tr></table>	正会員 3,000 円 会員総会に参加（議決権を有する）する個人	賛助会員 3,000 円 法人の理念に賛同し協力する個人	賛助団体会員 10,000 円 法人の理念に賛同し協力する団体（法人）
正会員 3,000 円 会員総会に参加（議決権を有する）する個人						
賛助会員 3,000 円 法人の理念に賛同し協力する個人						
賛助団体会員 10,000 円 法人の理念に賛同し協力する団体（法人）						
郵便振込	00850-0-121994 清水障害者サポートセンターそら ※お振込の場合、依頼者名はご利用者様のお名前でご記入ください。 ※3月分のご利用料がある方は、ご利用料と共にご入金ください。						
銀行振込	清水銀行堂林支店 普通 2194896 特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長山本忠広 ※お振込の場合、依頼者名はご利用者様のお名前でご記入ください。						
口座引落	引落日は4月25日（火）になります。 ※ご利用料の口座引落をご契約頂いている方は年会費口座引落となります。						
集 金	担当職員がご自宅へ伺います。						
持 参	平日9時から16時の間で法人事務所までお持ちください。 ※3月分のご利用料がある方は、ご利用料と一緒に持ちください。						

※会員区分の変更や退会、その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。

お問合せ先：054-366-8000

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険法に基づく訪問事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

(会員の入会)

第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会届を提出又は退会の意思を理事長へ伝達したとき
- (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(会員の退会)

第10条 会員は、理事長に対し、退会届の提出又は退会の意思を伝達することで、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第19条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、並びに職務
- (6) 会員の除名
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 この法人の通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 この法人の総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 この法人の総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条及び第29条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第29条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 役員報酬
- (5) 年会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の2分の1以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

第36条 この法人の理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出欠したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあたってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の記名押印又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会において議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続きの開始

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 一般会費(年額)	個人	1,000円
(2) 賛助会費(年額)	個人	3,000円
	団体	10,000円
(3) ホットハート会費(年額)	個人	2,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員

名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附則

第5条における事業の追加は、平成15年9月2日より施行する。

附則

第2条における事業所所在地の変更及び第5条における事業の追加は、平成18年9月6日より施行する。

附則

第5条における事業の追加は、平成18年11月20日より施行する。

附則

第16条における役員の任期等における変更は、平成20年9月10日より施行する。

附則

法人定款における全面改定は平成24年10月30日より施行する。

附則

第5条における事業内容に改定については、平成25年8月22日より施行する。

附則

第22条総会権能・第31条理事会権能の変更、第30条字句訂正、第39条・第40条・第45条・第46条の法改正に伴う変更は、平成26年8月7日より施行する。

附則

第5条の事業内容の改定、第9条の会員の資格の喪失及び第10条の会員の退会、第54条の公告の方法における変更は、平成30年8月21日より施行する。

整理番号 4-3

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名) 山崎 県民クラブ 中澤通訓

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水サッカー協会 会費		
年月日	R5年4月1日~	年月日	金額 966 円

会の趣旨・目的	ゆいのかから 基場まの 福祉にスズルニエ サポーターズ12 ため、サポーターズ ヲアツキ ヲアツキ 代表リポーターに 充実させ 街づくりの 財産として
会の活動内容等	各サポーターの フェア、女性定花、組織を充実 させている
政務活動・ 県政との 関連性	スポーツの中での 地域に 貢献 しており 各県を リポート スポーツ であり 地域に なる ため へに 貢献 している こと である

領収証 中澤通訓 様 No. _____

¥12,000

但 会員会費

入金日 2023年 3 月 3 / 日 上記正に領収いたしました

〒424-0924 静岡県清水区清瀬2-1-1

清水総合運動場体育館2F

NPO法人 清水サッカー協会

理事長 西村 勉

TEL 054-337-0302 FAX 054-337-0722

収入 印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 (%)



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	966 円	100 %	966 円

$$12000 \times \frac{1}{12} \times \frac{29}{30} = 966.66$$

NPO法人 清水サッカー協会 会員の分類と年会費

<p>下記分類のいずれかに該当するチーム、個人、団体。</p> <p>【特典】①総会に出席し、議案の決議に参加する議決権を有する。</p>		年会費
正 会 員	<p>チーム 会員</p> <p>日本サッカー協会サッカー競技規則に基づいて活動するチーム。</p> <p>【説明】日本サッカー協会、静岡県サッカー協会、清水サッカー協会に登録し、活動するチーム。(従来のチーム登録に相当)それぞれの協会が主催する大会に参加できる。議決権は一チームにつき一票。</p>	<p>1チーム</p> <p>22,000円 (10,000円)</p>
	<p>個人 会員</p> <p>チームに所属するしないに関わらず、この法人の目的に賛同して入会する個人。</p> <p>【説明】チームに登録していなくても、個人として入会できる。議決権は一人一票。</p>	<p>1人</p> <p>12,000円 (11,000円)</p>
	<p>団体 会員</p> <p>この法人の目的に賛同して入会する団体。</p> <p>【説明】チーム以外の団体として入会できる。議決権は一団体一票。</p>	<p>1団体</p> <p>22,000円</p>
<p>下記分類のいずれかに該当する個人、団体。</p> <p>【特典】①総会に出席し、意見を述べることができる。</p>		—
一 般 会 員	<p>個人 会員</p> <p>正会員であるチームに所属する選手、スタッフ(代表者、監督、コーチ、審判等)、公認ライセンス取得審判及び同指導者であって、この法人の目的に賛同して入会する個人。</p> <p>【説明】上記、選手、チームスタッフ、審判、指導者は、一般会員として入会下さい。(従来の個人登録の考え方に相当。正会員を優先。)ジュニア会員(大学生以上)とジュニア会員(高校生以下)に分類される。</p>	<p>ジュニア会員： 1人 3,200円 [大学生以上] (2,200円)</p> <p>ジュニア会員： 1人 1,600円 [高校生以下] (600円)</p>
	<p>賛助 会員</p> <p>主に各種支援や賛助を行なう個人、団体。</p>	<p>個人： 1口 5,000円</p> <p>団体： 1口 50,000円</p>

※ () 内は、日本サッカー協会・県サッカー協会の登録チーム・登録選手に対し、登録活動奨励金を減額した金額です。

2023年2月吉日

各 位

NPO法人 清水サッカー協会
会 長 牧 田 博 之

正会員ご入会 の 願 い

日頃より、当協会の事業並びに活動に対し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、昭和23年に清水サッカー連盟として発足以来、多くの先達の努力と熱意により「サッカーのまち清水」を築き上げて来ました。その成果として、多数のJリーガーを輩出するとともに各チームの中心として活躍する選手や指導者を支援してきたことが挙げられます。

また、各地区のスポーツ少年団とその育成会、シニアチームやママさんチームなどの地域・生涯スポーツの場の創造にも努めてまいりました。

しかし一方で、少年団所属の子供たちや小・年代の女子選手数及び各種別のチーム数の減少、ほか指導者不足等々、多くの課題が浮き彫りになってきました。

これらの課題解決のため、そして、日本サッカー協会及びJリーグがめざす「百年構想」実現のため、清水サッカー協会は平成13年10月30日、県から特定非営利活動(NPO)法人の認証を取得し、清水の地域に合ったスポーツクラブの創設をめざしております。地域における少年少女の健全育成、一貫指導の場、生涯スポーツの場、地域コミュニティの場として他の競技団体、地域体育団体とも協力しながら、新たなスポーツ環境の受け皿づくりに取り組んでおります。

このことは、全国的にも特筆される取り組みであり、皆様のご理解とご支援で繋いできた清水ならではの「組織」です。

つきましては、本主旨に対して是非ともご理解とご協力をいただき、当協会を支えていただく「正会員」へのご入会を心からお願い申し上げます。

不躰ながら、下記書面を同封させていただきました。内容をご一読の上、会員のお申込みをいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

【同封書類】

1. 入会申込書
2. 振込依頼書

【申し込み先・お問い合わせ】

〒424-0924 静岡市清水区清開 2-1-1 清水総合運動場体育館 2階
NPO法人 清水サッカー協会 TEL : 054-337-0302
FAX : 054-337-0722

※3月24日(金)までには是非ともお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 清水サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人清水サッカー協会といい、通称は、NPO法人清水サッカー協会と称する。又、外国に対しては、SHIMIZU Football Association (略称：SHIFA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県清水市清開2丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、清水市におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、もって「サッカーのまち清水」としてのまちづくり、人づくり、健康づくり、及び国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (2) まちづくりの推進を図る活動（別表第3号）
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（別表第4号）
- (4) 国際協力の活動（別表第9号）
- (5) 子どもの健全育成を図る活動（別表第11号）
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第12号）

(事業)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① サッカー競技の普及に関する事業
- ② サッカー選手及びチームの強化育成に関する事業
- ③ 指導技術の研究及び指導者の育成、登録、派遣に関する事業
- ④ サッカー競技規則並びにレフリー技術の研究及び、レフリーの育成、登録、派遣に関する事業
- ⑤ 国際大会を含む各種サッカー競技会の開催、主管、運営に関する事業
- ⑥ 顕彰助成事業
- ⑦ 全国並びに市民、会員に対する広報事業
- ⑧ 地域におけるスポーツの普及及び、振興に関する事業
- ⑨ スポーツ施設の管理、運営に関する事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

(2) 収益事業

- ① 物品の販売等に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項

第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

下記のいずれかに該当するチーム、個人、団体とし、この法人の意思決定に関わる総会での議決権を有する。

- ①チーム会員：財団法人日本サッカー協会の制定したサッカー競技規則に基づいて活動するチーム。
- ②個人会員：チームに所属するしないに関わらず、この法人の目的に賛同して入会する個人。
- ③団体会員：この法人の目的に賛同して入会する団体。

(2) 一般会員

下記のいずれかに該当する個人、又は団体とし、この法人の意思決定に関わる総会に出席し、意見を述べることができる。

- ①個人会員：正会員であるチームに所属する選手、スタッフ（代表者、監督、コーチ、審判等）、公認ライセンス取得審判、同指導者、及び、その他この法人の目的に賛同して入会する個人。シニア会員とジュニア会員に分類される。
- ②団体会員：この法人の目的に賛同して入会する団体。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、専ら各種支援や賛助を行なう個人又は団体。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本法人の構成会員として、その施策や事業内容を知り、それに関与することができる。
- (2) 個人会員は、チームを構成し、選手、スタッフ（役員、チーム代表者、監督、コーチ、審判等）として、本法人が主催する競技会に出場することができる。
- (3) 個人会員は、財団法人日本サッカー協会の公認審判員並びに公認指導者として登録することができる。
- (4) 正会員であるチーム会員は、財団法人日本サッカー協会、財団法人静岡県サッカー協会に対し、加盟チームとしてチーム登録を行うことができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会員としての行動規範

- ① [責任ある行動] 社会規範を担う一員として、また本法人の一員として、他の手本となるよう、責任ある態度と行動をとる。
- ④ [フェアプレー] あらゆる面で、全力でかつ真剣に取り組むと同時に、競技上におけるフェアプレーと競技外におけるグッドマナーの精神並びに行動を心がける。
- ⑤ [ルールの遵守] ルールを守り、ルールの精神に従って行動する。
- ⑥ [相手の尊重] 競技においては、対戦チームのプレーヤーや、レフェリーなどにも、友情と尊敬をもって接する。
- ⑦ [協調] 会員相互の日々の研鑽と協力により、本法人の悠久の発展を期す。

(2) この法人の組織を使って、あるいはこの法人の活動の中で、または会員として、次の行為を行なう

はならない。

- ① 専ら政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること、及び、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること

(入会)

第9条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる義務を遂行できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名以上 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名以上 |
| (5) 常任理事 | 3名以上 |
| (6) 理事 | 10名以上 (会長及び副会長、理事長、副理事長、常任理事を含む。) |

(7) 監事

1名以上

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事は正会員の中から選任される。
- 3 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 理事長は、理事会の決議に基づいて、日常業務の企画執行等の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けた時はその職務を行う。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、重要事項、重要事業の審議、企画、立案を行い、理事会へ諮る。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会並びに常任理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第22条 この法人に、名誉会長、顧問並びに参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(職員)

第23条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 一般会員は、別途定められた規則により、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第26条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（書面表決及び委任表決を含む）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の種類)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第26条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年に10回程度開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席（書面表決及び委任表決を含む）がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第41条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(常任理事会の種類)

第44条 常任理事会は、定例常任理事会及び臨時常任理事会の2種とする。

(常任理事会の構成)

第45条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

2 監事は、常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会の権能)

第46条 常任理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を協議する。

(1) 第36条に掲げる理事会に付議すべき重要事項、重要事業の審議、企画、立案

(2) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会の開催)

第47条 常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 定例常任理事会は、年に6回程度開催する。

2 臨時常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 第17条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(常任理事会の招集)

第48条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(常任理事会の議長)

第49条 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常任理事会の定足数)

第50条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の2分の1以上の出席(委任状の提出を含む)がなければ開会することができない。

(常任理事会の承認)

第51条 常任理事会における承認事項は、第48条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 常任理事会の承認は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会の表決権等)

第52条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、前2条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の承認について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。
(常任理事会の議事録)

第53条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者総数、及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した常任理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第54条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第56条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第57条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第58条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第59条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第60条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、その事業年度の開始する日から予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入・支出するこ

とができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第61条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第62条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第63条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第64条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第65条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第66条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第67条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、財団法人静岡県サッカー協会に譲渡するものとする。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、静岡新聞に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第70条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初(初年度)の会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (ア) 正 会 員 : ①チーム会員 3,000 円
②個人会員 12,000 円
③団体会員 22,000 円
 - (イ) 一 般 会 員 : ① 個人会員 ・シニア会員 700 円
・ジュニア会員 300 円
② 団体会員 10,000 円
 - (ウ) 賛 助 会 員 : 個人一口 5,000 円 団体一口 50,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第59条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第64条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏 名	役職名	氏 名	役職名	氏 名
会 長		常任理事		理 事	
副会長		//		//	
//		理 事		//	
//		//		//	
理事長		//		//	
副理事長		//		//	
//		//		//	
常任理事		//		//	
//		//		//	
//		//		//	
//		//		監 事	
//		//		//	

整理番号	4-4
------	-----

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年 月 日	令和5年 4月 1日～令和5年 4月29日	金額	805 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する
会の活動内容等	罎堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる

《領収書貼付枠》

$$10,000 \times 1/12 \times 29/30 = 805.55 \text{ (1か月分)}$$

4年 8月 整理番号 8-14 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	805 円	/	805 円
		100%	

一般財団法人尾崎行雄記念財団

当財団は、尾崎行雄の理念を基に、議会制民主主義の発展と世界平和に寄与すべく1956年に設立。「有権者啓発」、「リーダー・人材育成」、「調査研究」、「被災地支援」などを行っています。
(当財団は超党派の公益団体。会長には衆議院議長が就任。事務所は憲政記念館内に在ります。)

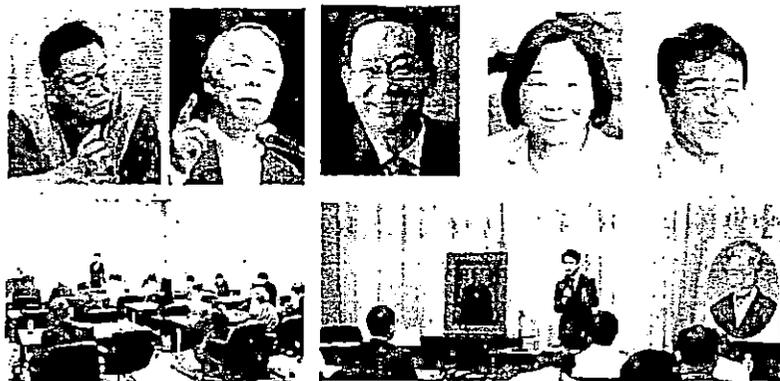
「議会政治の父・尾崎行雄の精神を未来に繋ぎたい！」

コロナ禍と社会不安、厳しい経済情勢が続く今。このような時代だからこそ尾崎行雄の信念や生き方を世に広め、未来に繋いでいきたい——役員・スタッフ一同、強く決意しています。

当財団の活動はすべて、賛助会員の皆様による年会費、また各事業への参加費、そしてご寄付によって支えられています。何卒引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【罌堂塾】

リーダー育成を目的に、尾崎行雄三女の相馬雪香と共に立ち上げた「罌堂塾」(1998年発足)。毎月2回、政治・外交・環境、尾崎思想や人間学などをテーマに専門家による講義を行っています。これまでに延べ650名超が卒塾。国会・地方議会議員をはじめ、社会・地域リーダーとして幅広く活躍しています。



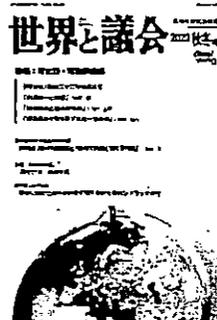
【共催講演会／関連団体後援】

安全保障・危機管理・日米外交・憲法問題などを取り上げた講演会を、グローバルイシューズ総研と共催で隔月開催。また、尾崎思想普及を図る関連団体のシンポジウムやイベントに協力しています。



【『世界と議会』／尾崎関連書籍の刊行】

尾崎行雄、議会政治、国際問題などを取り上げた機関誌『世界と議会』(1961年発刊)。国会図書館をはじめ公立図書館および国会・地方議会議員に広く配布。また、尾崎行雄著作の復刻、関連書籍を刊行しています。



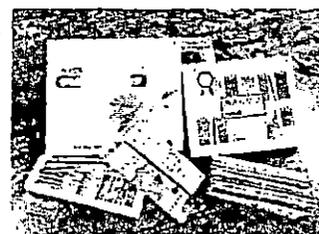
【調査研究】

尾崎行雄や議会政治に関する史資料の収集・管理や情報提供、また、憲政記念館など関連施設への資料貸出・展示協力を行っています。



【途上国・被災地支援】

関連団体・NPO と連携し、途上国や被災地への生活物資・文房具の寄贈、記念植樹、子供たちの教育支援などを行っています。



2022年 8 月 6 日

中澤 通訓 様

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-8-2

憲政記念館内

一般財団法人 尾崎行雄記念財団

理事長 高村



賛助会員（個人会員）会費納入のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当財団の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在お納め頂いております年会費が 8 月までとなっております。引き続き会員としてご支援頂ければ有り難く、勝手ながら郵便振替用紙同封の上、ご連絡させて頂きました。

つきましては、恐縮ですが、年会費 10,000 円（2022年 9 月から 2023年 8 月までの1年間分）をお納め下さいますようお願い申し上げます。

当財団の活動（有権者啓発／人材・リーダー育成／調査研究／被災地・途上国支援）は、すべて会員皆様の会費によって支えられております。

今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※ すでにご納入頂き、行き違いで本状が届きました場合はご容赦下さい。

※ ご不明な点などがございましたら下記までご連絡下さい。

いつもご支援いただきありがとうございます。

引き続きご支援賜れば幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

コロナもまだ大変ですが

熱中症にもお気を付け下さい。

一般財団法人 尾崎行雄記念財団

事務局：[REDACTED]

info@ozakiyukio.jp

直通：[REDACTED]

TEL:03-3581-1778/FAX:03-3581-1856

[REDACTED] 拝

使途項目 サーチキー

支出証拠書

□	□	□	□	—	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ドメイン維持費		
年 月 日	令和5年4月1日	～	令和5年4月29日
金 額	296 円		

目 的	パソコン通信の基本獲得のため
使 途	通信確保
政務活動・ 県政との 関連性	通信により各種情報を収集し、県政に活かす。

《領収書貼付枠》

$$3685 \times \frac{1}{12} \times \frac{29}{30} = 296.84$$

4年9月 整理番号 9-8 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	296 円	100 %	296 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	9-8
------	-----

(参考)

使途項目 サーチキー

支出証拠書

□□□□	-	□□□□
------	---	------

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・郵便情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメイン維持費		
年月日	令和4年9月27日	~ 令和 年 月 日	金額 1,535 円

目的	IT/ICT通信の基本獲得のため
使途	通信確保
政務活動・ 県政との 関連性	通信により各種情報を収集し、県政に活かす。

ご利用明細 スルガ銀行
 ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
 お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

契約期間: 2022年11月9日 ~ 2023年11月8日

3300円
 385円 ← 手数料

$$3685 \times \frac{5}{12} = 1535 \text{円}$$

今回は令和4年度分(11月~3月)の5ヶ月分を充当する。

$$3685 - 2150 = 1535 \text{円} \rightarrow \text{翌年} \wedge \text{(令和5年度)}$$

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	040927	09:02
お取引店	お取引金額	
0700	*3,300	
ATM番号	お取引内訳	手数料
0030	000000	*385
お取引番号	お取引内訳	
0398	000000	
説明コード	お取引種元種別	

三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイデーデーアイツ エブコミュニケーションズ 様		
依頼人名 012209015828ナカサ ミチリ 様		
電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,535 円	100 %	1,535 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



〒 424-0821
静岡県静岡市清水区相生町7-26

ご請求年月日 2022年09月01日

中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山10階
お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。
ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012209015828	ご請求金額 ¥3,300	お支払期限 2022年10月11日
-----------------------	-----------------	----------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】
マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】
■振込先: 三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」
マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム>
(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご連絡ください。

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com
ご契約期間: 2022年11月09日～ 2023年11月08日

サービス名	*請求対象期間*	*単価*	*数量*	*金額*
ドメイン維持費	2022年11月09日～ 2023年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>				¥3,000
消費税額(10%)				¥300
<合計>				¥3,300

整理番号 4-6

使途項目 サーキー

支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメインサーバー費用		
年月日	令和5年4月1日~令和5年4月29日	金額	4084円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> $50,710^{\text{円}} \times \frac{1}{12}^{\text{ヶ月}} \times \frac{29}{30}^{\text{日}} = 4,084^{\text{円}}$	
4年10月 整理番号 10-11 参照	

集分の理由	領収書金額(a)	集分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,084円	100%	4,084円

※ 集分による支出がある場合は、領収書等の金額、集分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(参考)

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ドメインサーバ費用		
年月日	令和4年10月26日	～令和 年 月 日	金額 16,903 円

目的	パソコン使用とHP掲載																															
使途	サーバ費用																															
政務活動・ 県政との 関連性	情報の相互利用として使用																															
<領収書貼付> ご利用明細 スルガ銀行 ご来店ありがとうございます。SURUGA bank お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。	契約期間：令和4年12月1日～5年11月30日 $50160 + 550$ $= 50710^{\text{円}} \times \frac{4}{12}^{\text{月}}$ $= 16,903^{\text{円}}$ (令和4年度分、4年12月～5年3月) 残 33807^{\text{円}} は 次年度分																															
	<table border="1"> <tr> <td>お取引内容</td> <td>ご利用年月日</td> <td>ご利用時間</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>041026</td> <td>10:17</td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0700</td> <td>*50,160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ATM番号</td> <td>お取引内訳</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>0010</td> <td>00000</td> <td>*550</td> </tr> <tr> <td>お取引番号</td> <td>お取引内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0180</td> <td>00000000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td>お取引能完番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>*****</td> <td></td> </tr> </table> <p>三菱UFJ銀行 横浜西口支店 口座番号 普通 5189475 受取人名 カケイデーデーアイ エフコミュニケーションズ 様 依頼人名 012209153613 ナカ サワミチリ 様 電話番号 054-352-5641 CD手数料 *0</p>	お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間	振込	041026	10:17	お取引店	お取引金額		0700	*50,160		ATM番号	お取引内訳	手数料	0010	00000	*550	お取引番号	お取引内訳		0180	00000000		説明コード	お取引能完番号			*****		
お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間																														
振込	041026	10:17																														
お取引店	お取引金額																															
0700	*50,160																															
ATM番号	お取引内訳	手数料																														
0010	00000	*550																														
お取引番号	お取引内訳																															
0180	00000000																															
説明コード	お取引能完番号																															

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額 政務活動費	16,903 円	100 %	16,903 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ご請求年月日 2022年09月15日

〒 424-0821
静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様



株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ
〒107-0062
東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山10階
お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp

請求書

下記のとおりご請求申し上げます【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】、【銀行振込】いずれかの方法でお支払いください。
ご不明な点がございましたら、メール(accounting@cpi.ad.jp)にてご連絡ください。

請求書番号 012209153613	ご請求金額 ¥50,160	お支払期限 2022年11月10日
-----------------------	------------------	----------------------

【電子決済(クレジットカード・pay-easy)】
マイページ(<https://login.cpi.ad.jp/login.php>)にログイン後、請求一覧画面の<決済方法選択>ボタンからお手続きください。

【銀行振込】
■振込先:三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ
※振込手数料はお客様でご負担ください。

○振込名義が請求先登録名と異なる、同額請求が複数ある、複数の請求を合算でお振込みいただくなどの場合は「お振込み前に」
マイページの請求一覧画面の<振込明細フォームへ>ボタン、またはCPIホームページ<振込明細フォーム>
(<https://www.cpi.ad.jp/payment-form/>)より、お支払い内容に関する情報をご確認ください。

請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com
ご契約期間:2022年12月01日~ 2023年11月30日

サービス名	請求対象期間	単価	数量	契約期間	金額
サーバー費用	2022年12月01日 ~ 2023年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
消費税(10%)					¥4,560
<小計>					¥45,600
消費税額(10%)					¥4,560
<合計>					¥50,160

整理番号 4-7

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	11-2自動車等使用係費		
年 月 日	令和5年4月1日~令和5年4月29日	金 額	805 円

目的	調査用車両に必要な検査
使 途	車検時の政活費該当費用
政務活動・ 県政との 関連性	政活費として必要な車両である。

《領収書貼付枠》

$$20610 \times \frac{1}{24} \times \frac{29}{30} = 805 \text{円}$$

5年1月 整理番号 1-9 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	805 円	100 %	805 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

424-0828
 静岡県静岡市清水区千歳町
 7-18

中澤 通訓 様

発行日 2022年12月16日
 静岡スバル自動車(株)
 静岡店
 420-0054
 静岡県静岡市葵区南安倍
 1-9

TEL 054-253-6165
 FAX 054-253-6168

請求書

No. K002MC3088

毎度格別のお引立てを賜わり有難くお礼申し上げます。
 さて、下記の通りご請求申し上げますのでご査収お願い申し上げます。
 本請求書と行違いにお支払いの節はご容赦下さい。

(お取引先コード: [REDACTED])

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

今回ご請求額
 147,289

お振込の際は、下記取引銀行宛お願い申し上げます。

銀行名	静岡銀行
支店名	新通
預金口座No	普通 0582463
口座名義人	静岡スバル自動車(株)

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号
05/01/17	137
銀行番号	店番号 科目 口座番号

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0141	お引出し	¥147,289
お取扱枚数	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥330	11:41:08

お振込先明細
 シス'オカ
 シントオリ
 普通 0582463
 シス'オカスハ'ルシ'ト'ウシヤ(カ 様
 兼テカサ'ワ ミチノリ 様
 TEL054-352-5641

06.520.38 (裏面もご覧ください)

年月日	取引No	ご請求額/入金額
2022/12/16	[REDACTED]	147,289
合 計		147,289

納品請求書

(使用者または依頼者)

お名前 **中澤 通訓 様**
 ご住所 〒424-0828 静岡県静岡市清水区千歳町7-18

電話番号 (自宅) 054-352-5641
 電話番号 (携帯)

車種 **SUBARU XV**

整備受付年月日 2022年12月15日

整備完了年月日 2022年12月16日

型式 GP7E5UC-LFC-6Q20

車台番号
 初度登録年月 2016年1月 エンジン型式 FB20
 走行距離 60,361 Km 登録年月日 2016年1月14日
 走行距離 60,361 Km 担当セールス

ご用命事項

★車検 (4ディスク車) : 24ヶ月定期点検
 エンジンオイルSTD 5W-30F交換T

作業内容/使用部品

★車検 (4ディスク車) : 24ヶ月定期点検
 定期点検記録簿: 参照
 法定24ヶ月定期点検項..... 点検
 日常点検項目 (サービス) 点検
 OBD診断..... 点検
 タイヤ溝残量 F6.1²、R5.8²... 点検
 ブレーキパッド残量 F5.2²、R4.2² 点検
 ※パッド残量3.0²以下交換推奨※
 バッテリー電圧新品交換 点検
 エアコンの効き具合 良好 点検
 デフロスターの作動 良好 点検
 ガラスの状態 良好..... 点検
 継続検査料..... 点検
 フロントトーイン..... 点検
 ヘッドライト焦点..... 点検
 エンジン・下廻り: スチーム 清掃
 ブレーキオイル..... 交換
 (ワシ)パワステリナー
 ブレーキ油0.5L
 発煙筒有効期限2019年10月..... 点検・交換
 ハヱントウ(プラスティック)
 ↑基本車検内容です
 バッテリー 交換
 ADVANCE ISS Q105L

数量	技術料	部品代
1.0	23,650	
1.0	8,800	
1.0	6,050	
1.0	42,200	
1.0		3,300
1.0		1,210
1.0		1,705
1.0	3,025	
1.0		43,450
	43,725	49,665

小計

技術料計 (税込)	44,275	車検代行手数料	12,100
部品代計 (税込)	54,813	引取手数料	
値引	-9,909	納車手数料	
整備費用計①	89,179	手数料計②	12,100
自動車重量税	24,600	点検パック	
自賠責保険料	20,010	保証延長プラン (税込)	
印紙代等	1,400	契約料計④	
リサイクル料金計		【対象①, ②, ④】	
法定費用計③	46,010	内、消費税等合計	9,207
振替額⑤	¥0	お預り金⑥	

毎度ご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
 次回もぜひ弊社をご利用くださいますよう、社員一同お待ち申し上げております。
 なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフにお尋ね下さい。

静岡スバル自動車 (株)
 静岡店
 〒420-0054
 静岡県静岡市葵区南安倍1-9-1

電話番号 054-253-6165

e-mail
 認証番号 中指第7162号
 担当

整備主任者

振替先

ご請求金額 (税込) 【①+②+③+④-⑤-⑥】 **¥147,289**

お支払方法 現金 お支払予定日 2022年12月16日

振込先

静岡銀行 新通
 静岡スバル自動車 (株)
 普通預金0582463



納品請求書

(使用者または依頼者)

お名前 **中澤 通訓 様**
 ご住所 〒424-0828 静岡県静岡市清水区千歳町7-18

電話番号 (自宅) 054-352-5641
 電話番号 (携帯)

車種 **SUBARU XV**

整備受付年月日

整備完了年月日

型式 **GP7E5UC-LFC-6Q20**

車台番号
 初度登録年月 2016年 1月
 走行距離 60,361 Km
 エンジン型式 FB20
 登録年月日 2016年 1月14日
 担当セールス

ご用命事項

作業内容/使用部品

エンジンオイルSTD 5W-30F交換T
 エンジンオイル交換工賃サービス 交換
 スバルモーターオイル 5W-30T
 ドリコックワッパ
 オイルフィルター 交換
 オイル フィルタ コンプリート

数量	技術料	部品代
4.8		3,696
1.0		110
1.0	550	1,342
1.0	550	5,148
小計		

技術料計 税込		車検代行手数料	
部品代計 税込		引取手数料	
整備費用計①		納車手数料	
自動車重量税		手数料計②	
自賠責保険料		点検パック	
印紙代等		保証延長プラン 税込	
リサイクル料金計		契約料計④	
法定費用計③		【対象①, ②, ④】	
振替額⑤		お預り金⑥	

毎度ご愛顧ありがとうございます。
 次回もぜひ弊社をご利用くださいますよう、社員一同お待ち申し上げております。
 なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にスタッフにお尋ね下さい。

静岡スバル自動車(株)
 静岡店
 〒420-0054
 静岡県静岡市葵区南安倍1-9-1

電話番号 054-253-6165

e-mail

認証番号 中指第7162号

整備主任者

担当



ご請求金額 税込 【①+②+③+④-⑤-⑥】

お支払方法

お支払予定日

振込先

整理番号 4-8

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	異業種企業交流「白雲会」会費		2442
年月日	令和5年 7月 5日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	会員の物心両面にわたる進展と資質向上及び地域社会のより良き発展を願い、異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くための講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。
会の活動内容等	①定例会 ② 研修会の開催 ③ 企業交流会の開催 他
政務活動・県政との関連性	異業種間交流による研修会を通じて県政における問題点を聴取し、今後の県政施策の改善に役立てる。

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目	口座番号
05.04.06		137
銀行番号	店番号	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0141	お引出し	¥30,000
お取扱店	お取引内容	お取引金額
お取引	残	高
キヤッシュ	手数料	時刻
	(¥330)	10090048

ス・オカ
株式会社
〒410-0001 静岡県静岡市東区
ヤマキヨウコウリウ アクウカンカイ 様
〒410-0001 静岡県静岡市東区
ヤマキヨウコウリウ アクウカンカイ 様
TEL054-352-5641

06.520.38 (裏面もご覧ください)

会々 3,000.-
手数料 330.-

$30330 \times \frac{1}{12} = 2,527 \text{ 円}$

$2,527 \text{ 円} \times \frac{29}{30} = 2,442 \text{ 円}$

※ 添付書類：団体の会則

集分の理由	領収書金額(a)	集分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,442 円	100 %	2,442 円

※ 集分による支出がある場合は、集分の理由、領収書等の金額、集分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

白雲会・会則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネジメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

・会長1名、副会長2名以内、幹事長・副幹事長各1名、幹事10名以内（幹事長・副幹事長を含む）、会計若干名、監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。

④ 役員を選出及び任期

役員を選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会（会員資格の喪失）

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位につき基本1口（1年間）30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。（会費は当日の実費を徴収する）

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

②研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会（不定期）

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会（不定期）

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会 議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。

また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則（施行）

この会則は平成 4年4月1日から施行する。

この会則は平成 19年4月9日から一部改正実施する。

この会則は平成 21年4月6日から一部改正実施する。

この会則は平成 23年4月25日から一部改正実施する。

この会則は平成 29年4月3日から一部改正実施する。

この会則は令和 2年4月10日から一部改正実施する。

*お願い=会員は、名簿の記載事項に変更があった場合や慶弔に関して、個人又は他の会員の情報を知りえた時は幹事まで速やかにご連絡下さい。

整理番号 4-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和5年4月6日~令和 年 月 日	金額	4306 円

目的	政務活動に必要な自動車のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

13	05-03-20
14	05-03-20
15	05-03-20
16	05-04-06
17	05-04-07
18	05-04-13
19	05-04-24
20	05-04-25

SMBC(オカニホシ) 8,910 $\times \frac{2}{30} = 8613$

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	8,613 円	1/2	4306 円
	8,910 円	%	4306 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

再リース覚書

契約No. XXXXXXXXXX

契約日 2021年11月15日

賃借人 (乙)

貸貸人 (甲)

静岡県静岡市清水区 入船町11-1

住所 静岡市清水区千歳町7-18
氏名 中澤通訓

中日本バンリース株式会社
代表取締役・谷津和孝



甲と乙は、両者間に締結された自動車リース契約書 (契約番号: XXXXXXXXXX 以下原契約という) のリース期間の満了日以降、下記条件によりリース契約を更新 (再リース) するものとします。ただし、下記に記載されていない事項は原契約の通りとします。

(1) リース自動車明細						
車名	スバル XV 2.0I-L EYESIGHT					
付属品	現状通り					
車両	登録番号	XXXXXXXXXX				
	車台番号	XXXXXXXXXX				
	型式	D.BA-GP7				
	初度登録	2016年 1月				
使用場所	静岡県静岡市清水区千歳町7-18 中澤通訓					
(2) リース料に含まれる費用						
費用項目 (○は含む) (×は含まず)	×	自賠責保険料	×	登録諸費用	×	固定資産税
	×	自動車重量税	×	車両代金	×	動産総合保険
	○	自動車税 全期間	×	自動車保険		
	×	環境性能割	×	メンテナンス・サービス費用		
(3) リース期間						
期間	12ヶ月		開始日	2022年 (令和04年) 1月14日		
(4) リース料 および 消費税額						
一回当り (月額)	税抜リース料	8,100 円	税抜リース料	***	円	
	消費税	810 円	前払 消費税	***	円	
	合計	8,910 円	合計	***	円	
(5) リース料の支払方法						
支払方法	毎月6日 (乙指定口座より口座振替)					

(6) メンテナンス

月間契約走行距離	km		×	タイヤ交換	本 本 本 個
メンテナンス 項目 (○は含む) (×は含まず)	×	法定点検整備	.		
	×	継続車検整備			
	×	一般整備・故障修理	×	バッテリー交換	
	×	スケジュール点検	×	パンク修理	
	×	エンジンオイル交換補充	×	代車	
	×	事故修理 (車両保険金の範囲内)			

・メンテナンスサービス除外項目

- ①機能に影響のない感覚的現象 (音・振動・オイルのにじみ等)
- ②各種通信機器、映像・音響機器などの修理・整備等
- ③自動車の原状変更にかかる費用
- ④架装品等についてのメンテナンス特約を結ばない場合のその修理・整備等
- ⑤経年変化等による自動車本体及び架装品等の腐食・老化・退色の修理又は復元の費用
- ⑥ウォッシャー液、各種添加剤 (フラッシングオイル・水抜き剤・ラジエター洗浄剤等) 及び各種用品 (タイヤチェーン・工具・ジャッキの補充等) の費用
- ⑦免責とされる保険事故修理代
- ⑧故意又は重大な過失に起因する修理等の費用
- ⑨使用上の不注意によるトラブルの修理及び処理の費用 (パンク修理・キーロック・燃料切れ等)
- ⑩自動車を運用できなかったことによる不便さ及び損失等 (宿泊費・電話代・休業補償・商業損失等)

(7) 自動車保険

保険会社	***																										
代理店	***																										
保険種類		保険金額	対人 対物 対物免責 人身1名 人身1事故 搭乗者1名 搭乗者1事故																								
等級																											
リースOP多割																											
危険物割増																											
車両保険	保険種類																										
	免責ゼロ特約	免責金額	万円																								
特約	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																										

- ・車両保険金額は車両標準価格表に基づき甲の定める金額とします。上記免責金額はノンフリート等級別料率の変動および自動車保険制度の改定等により変動する場合があります。その場合には保険会社の規定に従うものとします。
- ・リース期間中の自動車保険料は、リース契約時の割引・割増率及び車両保険料率クラスで計算されています。
- ・上記保険に関する特約欄に特記しない限り、自動車保険契約の保険期間は原則として1年契約でリース期間中更新するものとします。
- ・その他自動車保険に関する取り決めは、保険会社の約款および取り扱い規定に従うものとします。

(8) 付随条項

・リース契約期間満了時の残存価額は金150,000円とし、実際の処分価額との差額は、甲乙間にてリース料とは別に現金をもって精算するものとします。

整理番号 4-10

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (4月分)		
年 月 日	令和 5年 4月 日	~ 令和 年 月 日	金 額 489 [redacted] 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

19	05-03-20		
14	05-03-20		
15	05-03-20		
16	05-04-06		
17	05-04-07	HC)ミカシHBL	12,144
18	05-04-13		
19	05-04-24		
20	05-04-25		

$12,144 \times \frac{1}{12} \times \frac{29}{30} = 97826$

集分の理由	領収書金額(a)	集分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で集分	978 [redacted] 円	1/2 %	489 [redacted] 円

※ 集分による支出がある場合は、領収書金額、集分率及び政務活動費の支出額をそれぞれに記入すること。

整理番号 4-11

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精進活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代 (au <input type="checkbox"/> 4月請求分)		
年月日	令和 5年 4月 10日 ~ 令和 年 月 日	金額	6521 円

目的	政務活動に使用する携帯電話代																																																															
使途	—																																																															
政務活動・ 県政との 関連性	—																																																															
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>ご利用明細書 平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払日</td> <td>5年 4月 10日</td> <td>当月ご請求額</td> <td>52036円</td> <td rowspan="4"> <table border="1"> <tr><td>会員番号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>金融機関名</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>通帳記号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>口座名義</td><td>中澤 通訓</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事前お支払額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当月お支払合計額</td> <td>52036円</td> <td>内キャッシング分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>52036円</td> </tr> </table> <p>ご利用明細</p> <table border="1"> <tr> <th>ご利用区分</th> <th>前月</th> <th>ご利用日</th> <th>金額</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>通常払い</td> <td></td> <td>17</td> <td>5-03-28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>18</td> <td>5-03-29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>19</td> <td>5-04-07</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>5-04-10</td> <td>(三菱UFJニコス)</td> <td>52,036</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>5-04-14</td> <td>自払</td> <td></td> </tr> </table> <p>au電話利用料 13043 02月分</p>				お支払日	5年 4月 10日	当月ご請求額	52036円	<table border="1"> <tr><td>会員番号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>金融機関名</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>通帳記号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>口座名義</td><td>中澤 通訓</td></tr> </table>	会員番号	■■■■■■■■■■	金融機関名	■■■■■■■■■■	通帳記号	■■■■■■■■■■	口座名義	中澤 通訓			事前お支払額	0円	当月お支払合計額	52036円	内キャッシング分	円			合計	52036円	ご利用区分	前月	ご利用日	金額	種別	金額	通常払い		17	5-03-28					18	5-03-29					19	5-04-07					20	5-04-10	(三菱UFJニコス)	52,036			21	5-04-14	自払	
お支払日	5年 4月 10日	当月ご請求額	52036円	<table border="1"> <tr><td>会員番号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>金融機関名</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>通帳記号</td><td>■■■■■■■■■■</td></tr> <tr><td>口座名義</td><td>中澤 通訓</td></tr> </table>	会員番号	■■■■■■■■■■	金融機関名		■■■■■■■■■■	通帳記号	■■■■■■■■■■	口座名義	中澤 通訓																																																			
会員番号	■■■■■■■■■■																																																															
金融機関名	■■■■■■■■■■																																																															
通帳記号	■■■■■■■■■■																																																															
口座名義	中澤 通訓																																																															
		事前お支払額	0円																																																													
当月お支払合計額	52036円	内キャッシング分	円																																																													
		合計	52036円																																																													
ご利用区分	前月	ご利用日	金額	種別	金額																																																											
通常払い		17	5-03-28																																																													
		18	5-03-29																																																													
		19	5-04-07																																																													
		20	5-04-10	(三菱UFJニコス)	52,036																																																											
		21	5-04-14	自払																																																												

按分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13043 円	1/2 %	6521 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-12

使途項目 サーチキー 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	地域要望聴取 (飯田地区峰谷谷)		
年月日	令和5年4月12日~令和	年月日	金額 1,910 円

目的	小河川北宮院上等の要望聴取
使途	交通費 (タクシー代)
政務活動・ 県政との 関連性	地域の要望を県政に 県政の現状の報告につなげる

《領収書貼付枠》

ARC00 ATCL3 No01
a0000000031010
VISACREDIT

静鉄タワシ(株)
*お車のご利用
*お忘れ物やご要望は
TEL 054-352-3100



日付 23年04月12日
車番 000266
*一夕通賃
*迎車料金

No. 8022
21:19
800
¥1,770円
¥140円

運賃料金計 ¥1,910円
合計金額 ¥1,910円

静鉄タワシ(株)
*お車のご利用
*お忘れ物やご要望は
TEL 054-352-3100

支払者: 中澤通訓

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,910 円	100 %	1,910 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-13

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・水道代)		
年月日	令和5年4月17日	～令和 年 月 日	金額 2411 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

13	05-03-31		
14	05-04-11		
15	05-04-11		
16	05-04-17	水費	4,822
17	05-04-24		
18	05-04-24		
19	05-04-26		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	4822 円	1/2 %	2411 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 414

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (<u>修正テープ、布テープ</u>)		
年月日	令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日 ~ 令和 年 月 日	金額	<u>2,315</u> 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

領収証

中澤事務所 様 5 年 4 月 20 日

¥ 2,315 —

但

支払者: 中澤通訓

但書: 修正テープ
布テープ

上記正に領収いたしました

〒424-0826
静岡県静岡市清水区万世町2丁目3-32

有限会社 伊藤ゼロワン
パッケージプラザ

TEL (054) 351-2300 (代表)
FAX (054) 351-2300

内
消費税等

SAKAE 2021.3.100*200

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	<u>2,315</u> 円	/	
		100 %	<u>2,315</u> 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-15

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	Port Plus 林大村組次世代型研修施設視察		
年月日	令和5年4月24日~令和	年月日	金額 14,632円

目的	木造による高層建築物の視察
使途	交通費、マイレ
政務活動・ 県政との 関連性	木材の集積材による建築の高層化が現実となり、木材の新たな需要拡大になる可能性を工える。

領収書 No 47
窓口 No 4
駅 No 5201160
領収書
ナカザワ 様
金額 ¥11,750円
「消費税等込み」
但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2023年4月21日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

GIFT KIOSK

領収書

ギフトキオスク静岡幹線
TEL: 054-654-7064

2023年4月21日(金) 11:29 No:0001

うなぎパイ16本	※	¥1,412
うなぎパイミニ1	※	¥770
内税8%対象額	8.00%	¥2,182
内税8%	8.00%	¥161
合計		¥2,182
クレジット		¥2,182
(消費税等)		¥161)

クレジット売上票
お客様控え
この控え大切に保存して下さい。

新幹 700

JR 11,500

マイレ 2,182

14,632

支払者 中澤通訓

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	14,632 円	100 %	14,632 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡 — 幸竹横涼 — 関内
新幹線
往路 指定席 6,140円
復路 自由席 5,610円

個別履歴照会

作成日時: 2023/05/01 10:14

刻印番号
媒体タイプ LuLuCa(PASAR+POINT)
発行日 2014/03/03
有効期限
不台情報 (申請)

SF券種 一般/IC・鉄道共通
SF属性 大人
デビット ¥500

フリガナ ナカザワ ミチノ
氏名 中澤 通訓
郵便番号 〒424-0828
住所 静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

性別 男性
生年月日 1944/09/23 年齢 78 才
電話番号 (自宅) 054-352-5641
(携帯)

最終残高

定期券種 (箱) 定期属性 発行日 適用期間
停留所 (発) (箱) 停留所 (発) (箱) 停留所 (発) (箱) 停留所 (発) (箱)
理由 理由 理由 理由 理由 理由
割引 割引 割引 割引 割引 割引

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	停留所 (発)	停留所 (発)	理由	割引
5339	2023/04/28 21:08	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,980			新静岡 → 入江岡				
5338	2023/04/28 20:30	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,330			新静岡 →				
5337	2023/04/28 20:30	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,330			新静岡	1号機			
5336	2023/04/28 13:12	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,330			入江岡 → 新静岡				
5335	2023/04/28 12:46	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,680			入江岡 →				
5334	2023/04/28 11:06	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,680			新静岡 → 入江岡				
5333	2023/04/28 10:43	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,030			新静岡 →				
5332	2023/04/28 09:12	自動改札機	S F利用	¥350	¥2,030			入江岡 → 新静岡				
5331	2023/04/28 08:44	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,380			入江岡 →				
5330	2023/04/28 08:43	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,380			入江岡	1号機			
5329	2023/04/25 19:03	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,380			新静岡 → 入江岡				
5328	2023/04/25 18:36	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,730			新静岡 →				
5327	2023/04/25 13:54	券売機	チャージ	¥1,000	¥1,730			新静岡	1号機			
5326	2023/04/25 13:53	自動改札機	S F利用	¥350	¥730			入江岡 → 新静岡				
5325	2023/04/25 13:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,080			入江岡 →				
5324	2023/04/21 19:54	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,080			新静岡 → 入江岡				
5323	2023/04/21 19:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,430			新静岡 →				
5322	2023/04/21 10:08	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,430			入江岡 → 新静岡				
5321	2023/04/21 09:41	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,780			入江岡 →				
5320	2023/04/20 17:37	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,780			新静岡 → 入江岡				
5319	2023/04/20 17:10	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,130			新静岡 →				
5318	2023/04/20 10:56	自動改札機	S F利用	¥350	¥2,130			入江岡 → 新静岡				
5317	2023/04/20 10:27	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,480			入江岡 →				
5316	2023/04/20 10:26	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,480			入江岡	1号機			
5315	2023/04/17 18:03	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,480			新静岡 → 入江岡				
5314	2023/04/17 17:34	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,830			新静岡 →				
5313	2023/04/17 13:52	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,830			入江岡 → 新静岡				
5312	2023/04/17 13:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,180			入江岡 →				
5311	2023/04/14 17:23	券売機	チャージ	¥100	¥2,180			入江岡	1号機			
5310	2023/04/14 17:23	自動改札機	S F利用	¥350	¥2,080			新静岡 → 入江岡				
5309	2023/04/14 16:54	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,430			新静岡 →				
5308	2023/04/14 16:51	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,430			新静岡	3号機			
5307	2023/04/14 11:59	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,430			入江岡 → 新静岡				
5306	2023/04/14 11:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,780			入江岡 →				
5305	2023/04/12 17:30	自動改札機	S F利用	¥350	¥1,780			新静岡 → 入江岡				
5304	2023/04/12 17:01	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,130			新静岡 →				
5303	2023/04/12 09:18	自動改札機	S F利用	¥350	¥2,130			入江岡 → 新静岡				

県外調査概要書

令5年4月28日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ

中澤 通訓

目的	木造集積材に及ぼす高層建築物の 実体見学と今後のあり様について
年月日	R5. 4. 21
場所	横濱市中区弁天町 2-22
内容	<p>1 行程 入江町 - 新郡岡 700,- 静岡 新幹線 新横浜 - 岡内 11750,-</p> <p>2 応対者 (株)大林組 営業総部長 [REDACTED] 氏 静岡管集所長 [REDACTED] 氏</p> <p>3 聴取内容 木材の利用価値を高めるための新しい分野で あり、先駆者たる技術開発もあって木材に おける日本最高の高さ74m、11階建ての 基礎は2時間耐久であり3時間を保持。 この高さでは、コストは約3割高で あるが、リサイクル、リユースを考えた コストは同等、メンテナンスも容易である。</p> <p>4 県政への反映 行政での建築材に使うことで、民需をふい かすことと考える 今後の存続産業と考える</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

- 4 「県政への反映」補記: ①集積材の高層化住宅への利用がはかれる
②建築廃材の再目的の可能性が有る

CLT活用施設視察

1 場所

「Port Plus」((株)大林組次世代型研修施設)

神奈川県横浜市中区弁天通 2-22

2 日時

4月21日(金) 午後2時～3時

※午後1時50分に「Port Plus」1階玄関前に集合ください

備考

・現地で

部の御



OBAYASHI

株式会社大林組

営業総本部
木造・木質推進部
主席技師

一級建築士、一級建築施工管理技師
東京都港区港南2-15-2 〒108-8502
品川インターシティB棟
電話 050-3828-4817(直通)
03-5769-1080(代表)

と木造・木質推進

しています。



OBAYASHI

株式会社大林組

静岡営業所長

一級建築士、技術士(建設部門 都市及び地方計画)
静岡県静岡市葵区黒金町59-7 ニッセイ静岡駅前ビル6階 〒420-0851
電話 (054)273-8101
名古屋支店 名古屋市中区東桜1-10-19 〒461-8506
電話 (052)961-5115

整理番号 4-16

使途項目 サーチキー

支出証拠書

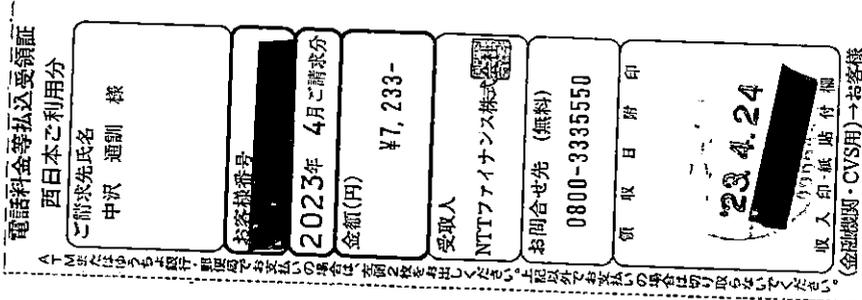
□□□□ - □□□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話代(4月請求分) NTT		
年月日	令和5年4月4日~令和 年 月 日	金額	3616 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



業分の理由 政務活動(業分) 後援会活動(業分)	領収書金額(a)	業分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7233 円	1/2 %	3616 円

※ 業分による支出がある場合は、領収書等の金額、業分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-17

使途項目 サーチャージ
 779 - 004 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理・更新料 (4 月請求分)		
年 月 日	令和5年4月25日	~ 令和 年 月 日	金 額 12,566 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使 途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

領収証

No.

中沢事務所 様 2023年4月25日

金額 ¥ 13,000 -

但 HP更新料として(3月報告-4月分マツ谷)
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /
 10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /
 現金・カード・()
 H H I S A G O # 7 7 8

marukita きたがわ商店
 静岡市清水区船越 3-8-19 202 係
 北川 昌虎
 TEL/FAX (054) 357-3594
 登録番号

支払者: 中澤通訓 13,000円 x 29/30日 = 12,566円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,566 円	100 %	12,566 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-18

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (4 月請求分)		
年月日	令和 5 年 4 月 28 日	～ 令和 年 月 日	金額 2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

19	5-04-07
20	5-04-10
21	5-04-14
22	5-04-18
23	5-04-28
24	

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控え等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくご願ひ申し上げます。

お問合せ番号	[REDACTED]
お支払い日	2023年 4月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願ひいたします。

お支払い口座	
金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
預金種目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	ナカサワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26

(日専連 静岡)

自払

2,035 14-252-7210

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-19

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代) 水道代		
年 月 日	令和5年4月27日	~ 令和 年 月 日	金 額 10,121 円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費																																
使 途	—																																
政務活動・ 県政との 関連性	—																																
<table border="1"> <tr><td>17</td><td>05-04-24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>05-04-24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>05-04-26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>05-04-26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>05-04-27</td><td>19,242</td><td>20,242</td></tr> <tr><td>22</td><td>05-04-28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>05-04-28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>05-04-28</td><td></td><td></td></tr> </table>		17	05-04-24			18	05-04-24			19	05-04-26			20	05-04-26			21	05-04-27	19,242	20,242	22	05-04-28			23	05-04-28			24	05-04-28		
17	05-04-24																																
18	05-04-24																																
19	05-04-26																																
20	05-04-26																																
21	05-04-27	19,242	20,242																														
22	05-04-28																																
23	05-04-28																																
24	05-04-28																																

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	20,242 円	1/2 %	10,121 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-20

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和5年4月28日	~	令和 年 月 日
金額	9,978 円		

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	5年4月~ 年 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や施策提案などの参考にする。

《領収書貼付枠》

4月29日迄の
29/30日迄
10,323円 x 29/30日
= 9,978円

領収証			
支店	区域	順路	No
05	007	159	中沢 通訓
※は軽減税率対象です			
品名	部数	金額(円)	備考
※朝日新聞	1	4,400	
※農業新聞	1	2,623	
10%対象	0	(内消費税 0)	
8%対象	7,023	(内消費税 520)	
領収金額(含消費税)			7,023 円
			2023 年 04 月分
			領収致しました。 5年4月28日

20	05-04-04	200	有限会社 石原新聞店	 電話 0120-107466
21	05-04-04	900	岡市清水区江尻東1-1-1	
22	05-04-27	200		
23	05-04-28	200		
24	05-05-02	900		

※ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

3,300 | シミス“シ”フンテン

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,978 円	100 %	9,978 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-29

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 00

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月3日~令和5年4月28日	金額	6300 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,300 円	100 %	6,300 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-22

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	8.94	18円 × 894 km / km	16092

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,092 円	100 %	16,092 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-23

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与 (4 月分)		
年月日	令和5年 4月1日 ~ 令和5年 4月28日	金額	56,640 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書
(5 年 4 月分)

日数	113	時間	280	分		分	
労働時間	113	時間	280	分		分	
所定時間外労働							
給 基							
本							
所定時間外賃金							
家族手当							
交通費							
合計							113,280
健康保険料							
介護保険料							
厚生年金料							
雇用保険料							
所得税							
住民税							
前払金							
合計							113,280
差引支給額							113,280

120時間 × 944円 = 113,280円

集分の理由 政務活動と後援会活動 で集分	領収書金額(a)	集分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	113,280 円	1 / 2 %	56,640 円

※ 集分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。